

えんだより

2024年

2月号



NO.215

シャローム三育保育園

2024年の始まりは衝撃的なものとなりました。被災された方々、またその関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。私たちにできる事は限られていますが、時間や場所を問わずできる事は「被災地の現状から目を背けずに、決して忘れない」事です。思いを一つに被災地の復興を祈りたいと思います。

園長 村上 渉

避難訓練の様子も配信いたしますのでご覧ください。



お知らせ

*1月上旬より益子保育士が産休に入りました。

*2月5日(月)～16日(金) 聖ヶ丘保育専門学校1年生 2名
本園で実習をいたします。良い学びが出来ますようご協力お願いいたします。

今月の予定

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 節分祭	3
4	5 礼拝 英語教室	6 体操教室	7	8	9	10
11 建国記念の日	12 振替休日	13 体操教室	14 避難訓練	15	16 保育園職員会議	17
18	19 礼拝 英語教室	20 体操教室	21	22 2歳児懇談会	23 天皇誕生日	24
25	26 礼拝 英語教室	27 体操教室	28 誕生会	29		

子どもを交通事故から守る

保育園の送迎中にヒヤッとしたことはありませんか。道路交通法にある制限速度や標識が意味する事は、道路を利用するすべての人が安全に使うための最低限のルールです。「あの時…」という思いをしないように、今一度交通ルールを確認しましょう。

◇車：6歳未満の子どもはチャイルドシート着用が義務となっています。違反した場合違反点数は1点ですが、何よりも命には代えられません。時速30kmで衝突した場合、ビル3階から転落したのと同じ衝撃と言われています。また、子どもが動き回って気が散ったり、思わぬ事態が起こる事で事故に繋がる恐れがあります。

◇自転車：6歳未満の幼児の場合で運転者を含む2人、3人乗りが認められるのは運転者が16歳以上であり、幼児が同乗できる特別な構造または装置を有する自転車である事が必要です。また、座席には重量制限がありますので注意が必要です。

近年電動アシスト付き自転車が普及していますが、スピードが出ることや自転車自体が重くなる事で、重大事故に至るケースが増えています。ヘルメットの着用(努力義務)、ブレーキやタイヤの空気圧、シートとベルトのチェックも忘れずに行いましょう。

車道では車と同じ扱いです。歩道を通る場合は歩行者優先ですので歩行者の妨げになってはいけません。違反した場合、懲役または罰金となります。道路標識を良く確認しましょう。

◇徒歩・ベビーカー：歩きといえども、道路には危険はたくさんあります。こどもの行動は予測できませんのでしっかりと手をつなぎ、大人が車道側を歩きましょう。

ベビーカーの事故を防ぐためにベルトをしっかりと閉めましょう。歩道を通る際に他の歩行者とぶつかってトラブルになる事もあります。ながらスマホで片手で操作するのはとても危険です。

被害者にも加害者にもならないように。
子どもの安全は大人の責任です。 園長

